

# 要 望 書

平成 30 年度県予算並びに施策に関する要望

徳 島 県 町 村 会



平成29年12月8日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門 殿

徳 島 県 町 村 会  
会 長 後 藤 正 和

## 徳島県町村会採択事項の実現方要望について

平素は、地方自治の振興発展のため格別の御指導、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本日徳島市において徳島県町村会12月定例会を開催し、「平成30年度県予算並びに施策に関する要望」について、満場一致をもって次のとおり採択いたしました。

つきましては、これが実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。



## 平成30年度 県予算並びに施策に関する要望

1. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進について . . . . 1
2. 地震対策等防災・減災に資する社会資本整備について . . . . . 3
3. 農林水産業・地域の活力創造について . . . . . 5
4. 医療・福祉施策の充実強化について . . . . . 8
5. 地籍調査事業について . . . . . 9

## 1. 一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進について

(要旨)

農山漁村地域を多く抱える町村では、高齢化と少子化の急速な同時進行により、多くの困難に直面しています。そうした中で、町村は自ら知恵を絞り、人口減少の克服と地域の活性化に資するよう、住民等と一体となって地方創生に向けた取り組みを進めてきています。

町村が進める地方創生の取組は、政府が「新・三本の矢」として掲げる「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」の推進、すなわち一億総活躍社会の実現につながるものであります。

よって、県においては一億総活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進に向けて、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

### 記

1 厳しい財政状況にある中で、町村が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営ができるよう、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保すること。

地方交付税の安定的確保のため、地方交付税率の法定率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

2 近年の地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方は徹底した行政改革等を行い、財政支出の削減に努めながら、災害、将来の税収や公共施設の老朽化等に備え、各々町村の実情に応じて基金の積み立てを行っており、こうした実態を踏まえ、単に基金の増加傾向を理由に地方歳出を削減することは到底認められないこと。

3 地方創生推進交付金については、町村が総合戦略に基づいた目標達成のため、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、できる限り対象事業となる要件を緩和するなど、自由度の高い交付金とし、その規模も拡充すること。

4 地方への移住や定住を希望する住民のニーズに応えるため、情報提供体制の充実や農林漁業の後継者対策など就業対策の強化、医療や教育体制の充実等による居住環境の整備を図り、田園回帰・農村回帰の流れを加速すること。

また、移住や定住のみならず農山漁村地域に多様な関わりを持つ人々（関係人口）の拡大に向けた取組を支援し、田園回帰を一層促進すること。

5 里山等限られた場所しかない町村が将来存続するためには、里山等を最大限活用することが求められている。山野や遊休地の有効活用のために、不動産の所有

権放棄・移転が容易にできるよう、また、管理意志のない者の不動産に対しては、公有化できるよう法整備を検討すること。

6 サテライト・オフィス誘致対策事業を強化すること。

7 空き家の利活用は、移住・定住の環境整備をはじめ地方創生の観点からも重要な課題となっていることから、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」による特定空き家に該当しない空き家についても、利用実態に応じた住宅用地特例の取扱いの一層の明確化をはかるなど税制面での検討を含め、空き家の利活用等が一層推進されるよう制度的な方策を講じること。

## 2. 地震対策等防災・減災に資する社会資本整備について

(要旨)

全国に比べ、道路や港湾などの社会資本整備が大幅に遅れている徳島県においては、地方が自立し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するために必要不可欠である社会資本の整備を着実に進める必要があります。

特に、M8～M9クラスの地震の発生が懸念されている南海トラフを震源とする巨大海溝型地震や、中央構造線活断層帯による大規模直下型地震などによって、甚大な被害が予想され、その対策が急務となっています。

さらに、昨年4月に発生した熊本地震では、繰り返す大きな揺れへの対応など新たな課題も多く見えてきており、特に住宅の耐震化については、更なる対応の加速が必要であります。

また、本県の河川における堤防整備率はかなり遅れている状況にあり、温暖化による大型台風、集中豪雨による堤防の決壊の可能性も依然として高まっており、整備の必要な河川への対応が遅れています。

河川・砂防・治山事業等は、水害や土砂災害・山地災害から国民の生命と財産を守り、経済・社会活動の基盤となるものであります。

よって、防災・減災に資する社会基盤を整備するため、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

### 記

- 1 必要な社会資本整備を計画的に進められるよう、必要な予算の総額を確保するとともに整備の遅れた地域にも十分配慮できる仕組みとすること。  
とりわけ、整備が遅れている国道、県道、市町村道については、地域の実情に即し、均衡ある道路網として整備を推進すること。
- 2 道路整備を着実に推進するため、平成29年度末に期限切れとなる「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率の嵩上げ措置を延長し、平成30年度以降も継続すること。
- 3 避難路や避難施設等の整備を支援する「進化する『とくしまー0（ゼロ）作戦』緊急対策事業」については、平成30年度以降も継続するとともに、補助対象事業の拡充や拡大など、更なる制度の充実を図ること。
- 4 今後起こりうる大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保するとともに、全国的な防災・減災事業が確実に実施できるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など十分な財政措置を講じること。

また、大規模災害時に生じる災害廃棄物の処理については、被災町村の負担とならないよう、国において万全の財政支援措置を講じること。

- 5 消防団の装備の充実強化に係る財政的支援を講じること。
- 6 阿南安芸自動車道「海部道路」について、速やかにルートを提示し、「津波回避バイパス」となる「牟岐～野根間」の早期事業化を図ること。
- 7 吉野川及び旧吉野川無堤地区の早期解消及び流域の内水対策を推進すること。
- 8 大型台風・集中豪雨などによる床上浸水や生活道の冠水を解消するため、河道拡幅などの県内全域の河川改修を早急に進めること。
- 9 住民への避難準備情報や避難勧告等を発令する判断要素として重要な県内河川の支流への雨量計・水位計の設置状況は、不十分であり、特に県南地域の河川では設置数が少ないため、雨量計・水位計を増設すること。
- 10 Jアラートをはじめ多様な情報提供手段を活用し、迅速かつ分かりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、県民の安全・安心を守るための防災・危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

### 3. 農林水産業・地域の活力創造について

(要旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全や浄化、人と自然との豊かなふれあいの場としての機能などを有する、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産であります。

しかしながら、これらの地域においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っています。

特に、農業産出額等の約4割を占める中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増しています。

更に、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面しています。

国・県においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組みを積極的に推進することが必要であります。

よって、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

#### 記

##### 1 農林水産業の振興について

(1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域においては、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大、経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情にあった水田農業を確立すること。

(2) 国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解をこれまで以上に深めるとともに、影響を受ける農林水産業者が希望を持って経営に取り組めるよう、「総合的な TPP 関連政策大綱」に基づき、農林水産分野における TPP 対策を着実に実施すること。

- (3) 昨年4月に県単独で創設した「農林水産業未来創造基金」をより充実強化するとともに、生産者の懸念や不安を払拭するため、国においても、各品目における影響に対し、機動的かつ継続的に対応できる「基金」を創設するよう要請すること。
- (4) 木材の需要拡大に向け、CLTなど木材製品の高品質化や加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、木造公共施設への国産材の利用促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- (5) 全国森林環境税（以下「新税」という）は、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が国税として徴収し、全額を市町村に譲与する仕組みとすること。併せて、市町村の徴収事務に関しては、できる限り事務負担及び財政負担の軽減を図ること。  
また、新税は国税として広く国民に負担を求めるものであることから、導入にあたっては、国民に十分説明し、周知徹底を図ること。
- (6) 漁業者が将来にわたり安心して漁業に従事することができるよう、漁業経営の安定化を一層推進するため資源管理・漁業経営安定対策や漁業経営セーフティネット構築事業への漁業者の加入促進に向けた支援を強化すること。  
また、生産基盤の整備や漁業の体質強化等に関する漁業補助金を維持すること。

## 2 農山漁村の活性化について

- (1) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティー活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。また、地域資源を活用した農工商連携や観光、更には医療や福祉とも連携して6次産業化を進め、地域の若者の雇用創出に向けた支援策を強化すること。
- (2) 日本型直接支払（多面的機能支払）制度については、中山間地域の農業を守り、国土保全や水源の涵養等、農業のもつ多面的機能を維持・発揮するため、十分な財政支援を講じること。また、資源向上支払の対象農地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地も対象とすること。
- (3) 鳥獣被害対策については、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。  
また、鳥獣被害防止対策交付金については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充をはかり、必要な財源を確保すること。

さらに、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、ジビエ料理の普及等、捕獲鳥獣の食肉利用を促進すること。

#### 4. 医療・福祉施策の充実強化について

(要旨)

急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化等に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進する必要があります。

また、障害者及び障害児が個人としての尊厳にふさわしい日常生活を営み、一億総活躍社会に向けて積極的に社会参加ができるよう、制度に谷間のない福祉施策を推進し、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要があります。

よって、総合的な医療・福祉対策を充実強化するため、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

#### 記

- 1 地方における医師や看護師の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師が確保できる仕組みを早急に確立すること。また、地域医療を支えるべき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。
- 2 国民健康保険の安定運営の確保について、平成 30 年度からの新制度への円滑な移行や、制度施行後の国保の安定的な運営を確保すること。  
特に、新制度下における国保運営方針、納付金の算定方法等について町村の意見を十分反映させるとともに、制度改正に伴う被保険者への説明についても国保運営の中心的役割を担う県が責任をもって行うこと。  
また、新制度施行後の役割分担の見直し等により、システムの改修等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。
- 3 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善を図るなど保育士の「新たな働き方」の創出と実践を図ること。
- 4 将来にわたり安定的に介護人材を確保するため、介護職員の更なる処遇改善を図るとともに、高齢者福祉施設職員全体の処遇改善に取り組むこと。

## 5. 地籍調査事業について

(要旨)

地籍調査を行うことにより、境界や面積など、土地の表示に関する登記の情報が正確なものに改められるため、その情報を基に、土地の境界を現地に復元することが可能となります。

その結果、土地境界をめぐる紛争を未然に防止できるばかりでなく、これに伴って土地取引の円滑化や土地資産の保全、災害復旧の迅速化、適切な森林管理・保全を図ることができます。

しかしながら、山村地域など多くの地域では、土地所有者や土地境界に精通した人が高齢化し、山村地域などの土地の境界保全が困難な状況にあります。

一方、南海トラフ地震、中央構造線活断層帯による大規模直下型地震や異常気象が原因と思われるゲリラ豪雨などによる大規模災害が発生した場合、津波浸水被害や山林崩壊の被害を受けた地域では、復旧時には土地境界線の早急な復元が必要となり、地籍調査事業の重要性がより高まっています。

このような中、本県の地籍調査事業費は、これまでも相当の事業費が措置され、全国に比べ著しく進歩が図られておりますが、地籍調査事業を今後もより一層推進するためにも次の事項について、引き続き国に要望すると共に、県においても予算の削減無き様、より一層の尽力をお願いします。

### 記

- 1 地籍調査事業の安定的な事業予算の確保を図ること。

